



島根県報

令和5年6月23日（金）

第 4 2 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林 業 課) 2

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林 (森 林 整 備 課) 2

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (水 産 課) 3

急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件） (砂 防 課) 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第51号）

1 規則の概要

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の改正に伴い、東日本大震災に対処するための貸付金の償還期間及び据置期間の特例の適用期間を令和6年3月31日まで延長することとした。（第6条の2関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第51号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**島根県告示第427号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第428号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和元年島根県告示第81号による保険に付すべき義務は、令和5年6月13日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年6月23日

島根県知事 丸山達也

- 1 宍道湖湖北加入区（宍道湖漁業協同組合）
- 2 宍道湖平田加入区（宍道湖漁業協同組合）

島根県告示第429号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月23日

島根県知事 丸山達也

- 1 区域の名称 石原
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれ

た区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
邑智郡美郷町石原194番2	1号
〃 198番	2号及び3号
〃 327番11	4号
〃 222番3	5号
〃 199番1地先道路敷	6号
〃 194番	7号から10号まで

島根県告示第430号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 久見（追加）
- 2 土地の表示

平成18年島根県告示第263号（久見区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱10号と次に掲げる地番の土地に存する標柱19号を結んだ線、標柱19号から標柱32号までを順次結んだ線及び告示で指定した標柱10号と次に掲げる地番の土地に存する標柱32号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町久見原畑744番1	19号及び20号
〃 738番3、743番筆界未定地	21号から23号まで
〃 719番	24号
〃 738番1	25号
〃 739番6	26号
〃 738番5	27号及び28号
〃 742番3	29号
〃 745番2	30号及び31号
〃 747番1	32号